

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第5号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しおよび第5条の見出し中「係る」を「係る基礎課税額の」に改める。

第6条の見出し中「係る」を「係る基礎課税額の」に改め、同条第1号中「第18条において同じ。）および」を「第18条第1項において同じ。）および」に、「第18条において同じ。）以外」を「同項において同じ。）以外」に改める。

第6条の2中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第10条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第18条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「同条に」を「同項に」に改め、同号アおよびイ中「係る」を「係る基礎課税額の」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号アおよびイ中「係る」を「係る基礎課税額の」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号アおよびイ中「係る」を「係る基礎課税額の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険

者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,440円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,740円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,180円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万1,480円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 990円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,660円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,650円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,310円

第18条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号中「総所得金額」を「前条第1項第1号中「総所得金額および」に、「)」とする」を「)および」とする」に改める。

附則第3項中「第18条」を「第18条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第4項、第5項および第7項から第14項までの規定中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険

税については、なお従前の例による。